

会社法における 清算人の解任請求権

制度調査部
堀内勇世

「会社法」の焦点シリーズ 33

【要約】

「会社法」が、今年5月1日に施行された。

この会社法は、以前、株式会社などの会社に関する規制が商法などのいくつかの法律に散らばっていたのでそれをまとめるとともに、現在の社会経済情勢にあうように改正を施したものである。

株主の権利の中には、会社が清算手続に入った場合に清算人の解任を裁判所に請求できるとする「清算人の解任請求権」が存在する。

「清算人の解任請求権」は会社法でも維持されているが、行使要件などに少々変更がある。ここではこの点につき検討する。

1. 清算人の解任請求権とは

「清算人の解任請求権」とは、重要な事由があるときは、清算人の解任を裁判所に請求することができるという株主の権利である。

後述する一定の行使要件をみたした株主が行使できるとされている。

会社法では、479条で規定されている。

なお、ここでいう**清算人**とは、株式会社が**清算手続**に入った際に、その手続を**遂行する者**のことで清算手続に入った会社の機関である。そして、**清算手続**とは、株式会社が株主総会の特別決議や解散請求権^(注1)の行使により解散した後に行われる手続のことである。特に清算手続に入った株式会社のことを会社法では**清算株式会社**と呼ぶことがある^(注2)。

(注1) 解散請求権については、以下のレポートを参照。

・「会社法における解散請求権」(堀内勇世、2006.7.20 作成)

(注2) 会社法 476 条参照。

2 . 清算人の解任請求権の行使要件

(1) 会社法における変更点

会社法では、大雑把に言って、「清算人の解任請求権」の行使要件につき次のような改正がされた。

議決権基準に加え、株式数基準を導入。
 「公開会社」でない場合、6ヶ月の保有要件がない
 行使要件を定款で緩和できる。

(2) 清算人の解任請求権の行使要件の概要

会社法上の「清算人の解任請求権」の行使要件は、株式会社を次の2つに分けて考えることになる。

1. 「公開会社」である会社^(注3)
2. 「公開会社」でない会社

(注3) 上場会社は、上記1の類型にあたることになるだろう。

「公開会社」という用語は、会社法で次のように定義されている。

公開会社 ^(注4)	その発行する全部又は一部の株式の内容として、譲渡による当該株式の取得について株式会社の承認を要する旨の定款の定めを設けていない株式会社のことである(会社法2条5号)。つまり、譲渡制限のない株式が存在する株式会社のことである。
-----------------------------	--

(注4) 次のレポート参照。

- ・「新生『会社法』の気になる用語Q & A(1)」(横山淳、2005.6.30作成)

よって、「清算人の解任請求権(会社法479条)」に関する株主の行使要件は、次のとおりである。

1. 「公開会社」である会社

- 【議決権基準】** 総株主^(注5)の議決権の3%〔定款で引下げ可能〕^(注6)
 もしくは、
【株式数基準】 発行済株式^(注7)の3%〔定款で引下げ可能〕^(注8)
 6ヶ月保有〔定款で短縮可能〕

2. 「公開会社」でない会社

【議決権基準】 総株主^(注9)の議決権の3%〔定款で引下げ可能〕^(注10)

もしくは、

【株式数基準】 発行済株式^(注11)の3%〔定款で引下げ可能〕^(注12)

(なし)

(注5)ここでいう「総株主」からは、次の株主が除かれる(会社法479条2項1号)。

- イ. 清算人を解任する旨の議案について議決権を行使することができない株主(清算人の解任につき議決権がない株主)
- ロ. 当該請求に係る清算人である株主(解任請求が出されている清算人)

(注6)前記の「(注5)」のイ及びロの株主は、議決権基準に基づいて、清算人の解任請求権を行使することはできない(会社法479条2項1号)。

(注7)ここでいう「発行済株式」からは、次の株主が有する株式が除かれる(会社法479条2項2号)。

- イ. 当該清算株式会社である株主(つまり自己株式を保有する発行会社)
- ロ. 当該請求に係る清算人である株主(解任請求が出されている清算人)

(注8)前記の「(注7)」のイ及びロの株主は、株式数基準に基づいて、役員解任請求権を行使することはできない(会社法479条2項2号)。

(注9)前記の「(注5)」参照。

(注10)前記の「(注6)」参照。

(注11)前記の「(注7)」参照。

(注12)前記の「(注8)」参照。